

令和4年度

第2回草津市子ども・子育て会議 議事録

■日時：令和4年11月2日（水）14時00分～15時30分

■場所：草津市役所 2階特大会議室

■出席委員

我孫子委員、薄田委員、麻植委員、神部委員、佐々木委員、左嵯委員、柴田委員、杉江委員、土田委員、奴賀委員、深尾委員、保田委員、山本委員

■欠席委員

高木委員、西村委員、野村委員、橋本委員、前田委員、丸山委員、横江委員

■事務局

子ども未来部：金森部長、黒川副部長、前田副部長

子ども・若者政策課：中瀬課長、門田課長補佐、河野主査

関係課：子ども家庭・若者課、幼児課、幼児施設課、子育て相談センター、発達支援センター、家庭児童相談室、児童生徒支援課、生涯学習課

■傍聴者

0名

1. 開会

<委員20名中13名の出席をいただき、事務局より開会を宣言>

2. 挨拶

<子ども未来部金森部長より挨拶>

3. 議事

(1) 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

○事務局

<資料1-1、資料1-2、資料1-3について説明>

○委員長

事務局より、今回の第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて、今後のスケジュール、中間見直しを行った項目一覧の説明があったが、このことについて、御質問はあるか。特にないようなので、次の議事のほうに進ませていただく。

(2) 重点的な取組（子ども・子育て支援法 法定必須記載事項）の見直しについて

2つ目の議事である、重点的な取り組みの見直しについて、審議いただく。なお、重点的な取り組みについては、項目が複数あり、全部まとめて審議するのではなく、3つに分けて事務局から説明いただき、それぞれについて、委員の方々の御質問や御意見をいただきたいと考える。

では、人口の動向、就学前の教育・保育の一体的提供（幼保一体化）の推進、就学前の教育・保育について、事務局から説明をお願いしたい。

○事務局

<資料2-1、資料2-2、資料2-3を用いて説明>

○委員長

事務局から説明があった内容について、御質問や御意見を伺いたい。

○H委員

資料2-1の表について、資料2-3の左側の数値とは一致しているが、資料2-3の右側の数値とは異なっているように思うが、資料2-3の見方を教えていただきたい。

○事務局

資料2-3を御覧いただくと、黄色の箇所が左側にあり、緑の箇所が右側にある。黄色の箇所は、量の見込みで申込者数を示しており、資料2-1の変更後の表の量の見込みと記載されている箇所が対応する。

一方で、緑の箇所は確保方策となり、施設等の定員を示しており、資料2-1の5ページでは、変更後の表の確保方策と記載されている箇所が対応する。資料2-1は、量の見込みと確保方策が一体的な表となっており、資料2-3は、量の見込みと確保方策は、色を分けて表示させていただいている。資料2-3では、これ以降の事業についても、同じ形式で記載している。

○委員長

就学前の教育・保育については、女性の就業率の目標値が80%から82%に増えるため、目標値の見直しをされたという説明だったが、委員の方々は、この項目までの目標値については、見直し案のとおりということでは、御意見等がないようであれば、次の議事に進み、最後に改めて聞かせていただく。

意見がないようなので、引き続き、地域子ども子育て支援事業の地域子育て支援拠点事業から、病児保育事業まで、事務局から説明をお願いしたい。

○事務局

<資料2-1、資料2-3を用いて説明>

○委員長

事務局から説明があった内容について、御質問や御意見を伺いたい。

○C委員

資料2-1の10ページの放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室について伺いたい。私は教育に関心があり、全国学力・学習状況調査で全国や滋賀県全体を通して、草津市がどのあたりの位置付けか公表されている中で、草津市の子どもたちの学力を上げてあげたいと考えている。

草津市子ども・若者計画における基本目標として、「子ども・若者の生きる力の育成と社会へのつながりづくり」が掲げられており、その中に「確かな学力向上等に向けた取り組み」と掲げられている。今回は、第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しであるが、今回の中間見直しの中で、放課後子ども教室が、学力向上に関する事業だと考える。子どもたちは1日24時間と、限られた時間の中で生活を送っている。学校に行っている時間は、学校の先生方に日々、努力いただき、放課後の生活では、児童育成クラブの職員の方々がどれだけ大変か、この会議で聞かせてもらい、その上で、どのようなことが、子どもたちの学びの保障に繋がるのかと考え、話をさせてもらっている。

教育委員会と市長部局の連携については、各計画の中で掲げられていることであり、教育委員会では、放課後自習広場を学校で実施している。放課後子ども教室は、国の予算の関係上、空き教室での実施が必要だと思う。今回、確保方策について、令和4年度と比較し、令和5年度、6年度は、1教室増えるという見直しの内容になっている。今回の中間見直しの件と関係はないが、放課後子ども教室のこと以外で、担当課には、学力向上に関する施策を考えていただきたいと思う。

なお、その上で、先ほどお話した、「確かな学力向上等に向けた取り組み」に関して、どのようなかたちで、放課後子ども教室以外で、事業に反映されているのか、お伺いしたい。

○事務局

放課後子ども教室は、放課後や週末等に小学校の空き教室や、隣接する児童育成クラブなどを活用して、子どもたちの居場所を設け、そこに地域住民の参画を得て、すべての子どもを対象に、学習や交流体験活動などを行う事業である。この事業は、全小学校で実施している「放課後自習広場」に地域コーディネーター（地域協働合校などで地域と学校の連携を担っている方）に関わっていただき、「放課後子ども教室」の形にするとともに、厚生労働省の新・放課後子ども総合プランに基づき、児童育成クラブとの一体型として実施している。

放課後子ども教室の内容としては、子どもが1時間程度、宿題を行う等、学校の空き教室で過ごし、そこに地域住民が関わり、子どもを見ていただいている事業であり、どちらかという、自主的な学習の習慣を身につける、また、居場所づくりを目的に実施している事業である。他に、有料で「学びの教室」という学力向上を目的としたものもあり、様々な事業を総合的に進めながら、子どもの学力向上に向けて教育委員会としても取り組んでいきたいと考えている。

○C委員

今後も、様々な課で子どもたちの学習支援を実施していただきたい。

○H委員

資料2-1の11ページの時間外保育事業や12ページの一時預かり事業の量の見込みと確保方策について伺いたい。資料2-1の9ページの放課後児童健全育成事業である児童育成クラブでは、量の見込みよりも確保方策が多くなっている。量の見込みに対し、確保方策が多いのは自然なことだと考えるが、時間外保育事業や一時預かり事業は、量の見込みと確保方策が同じ目標値となっている。その理由を教えてください。

○委員長

申し込みがあっただけ、受け入れを行うという意味だと思うが、事務局のほうで説明いただきたい。

○事務局

確保方策については、保育所や幼稚園等では、定員というかたちで示しており、時間外保育事業等では、受け入れを行う量というかたちで示している。

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の策定時の考え方において、サービスに対する量の見込みを定め、それを受け入れるだけの体制を確保方策で定めることになっているため、時間外保育事業のようなソフト事業の要素を持つ事業は、受け入れる体制が量の見込みと同じだけ確保できているようにという観点で同じ目標値となっている。

また、施設にも受け入れる人数の上限があるため、目標値はその範囲内になっている。

○H委員

市民感覚として、量の見込みよりも確保方策のほうが多いと安心感があり、同じ目標値だと切迫感があるが、そういうものということか。

○事務局

地域子育て支援拠点施設や病児保育事業等の施設では、受け入れの最大数を記載しており、それぞれの施設の受け入れ体制の人員の関係で、必要以上の整備をしないような計画になっているが、量の見込みに対してそれを受け入れるだけの体制を整備しているという意味では、時間外保育事業等と同じ考え方で目標値を設定しているため、確保方策の方を多くというかたちでは、設定していない。

○H委員

資料2-1の11ページの令和5年度の見直し後の目標値の2,417人は、各幼稚園、保育所が受け入れることができる最大人数の積み重ねという理解でよいのか。

○事務局

そのとおりである。

○委員長

私からも、資料2-1の7ページの地域子育て支援拠点事業の量の見込みについて伺いたい。新型コロナウイルス感染症が流行する前は、約80,000人から90,000人の実績値があり、令和2年度や3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で実績値が減少したと推測できるが、令和4年度の94,231人は、確定の実績値ではなくて、見込みの段階なのか、それとも、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響が多少は緩和してきており、ある程度増えてくると見込んでいるのか。令和5年度、令和6年度は、見直し後の目標値が、約92,000人となっており、これは、令和4年度の94,231人が基準となっており、令和5年度、令和6年度の見込みを立てているようであるが、見直し後の目標値は、これでよいのか。例えば、令和4年度の実績値が約80,000人となる可能性もあり、そうなった場合に、令和5年度、令和6年度の目標値が約92,000人というのは、正確な見直し後の目標値となっているのか。令和4年度の実績値の算出根拠を教えてください。

○事務局

資料2-3の4ページに、詳細な算出根拠を示している。当事業は、対象年齢を0歳から2歳と3歳から8歳に分けて、計画策定時に目標値を算出している。0歳から2歳は、令和元年度の推計児童数に計画策定時に行ったニーズ調査の利用意向率を乗じて、さらにそこからもう少し伸びるだろうということで1.15を乗じて算出している。

○委員長

それが令和4年度の94,231人の算定根拠か。

○事務局

そうではなく、今回の中間見直しを行う前に算出したときの計算式となっている。

また、3歳から8歳についても、推計児童数にミナクサ☆ひろばという子育て支援拠点施設の利用率を乗じて算出しており、先ほど説明した0歳から2歳の計算式との合計値で見直し前の目標値を算出している。

見直し後の量の見込みについては、今回の中間見直しで、推計児童数を見直しているため、

先ほど説明した計算式の推計児童数は置き換えているが、令和4年度以降については新型コロナウイルス感染症の影響が小さくなると見込んでいるため、令和2年度や令和3年度の実績の利用率を使用すると、新型コロナウイルス感染症の影響度が大きく、利用率などは中間見直しを行う前の数値を使用し、令和4年度の94,231人を算出している。

○委員長

今年度は利用者数が回復し、令和5年度、令和6年度も約90,000人を見込んでいることは理解した。

しかし、令和3年度の目標値が98,602人に対し、実績値が72,423人で約20,000人の差が出ている。令和4年度は見直し前の目標値が97,565人に対し、見直し後の目標値が94,231人となっているが、現実に見合った数字なのか疑問に感じる。令和5年度、令和6年度の目標値を、今回の見直し後の目標値に設定し、例えば、実績値と10,000人程度の差が出たとき、結果として目標値と実績値に乖離がある状況となってしまうのではないか。算出根拠は理解したが、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中での見直し後の目標値として適切なのか疑問が残る。

○事務局

令和4年度の94,231人については、上半期の実績から下半期を推計しており、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により施設の閉鎖等がなければ、これぐらいの利用者数があるのではないかと見込んでいる。

○委員長

現時点で、約94,000人まで、利用者数が回復する見込みということか。

○事務局

現時点でそう考えているが、新型コロナウイルス感染症においては、第8波が来るのではないかとの話もあるため、想定は難しい。しかし、実際には、子育て中の方々も家にずっといることは難しく、施設の利用を望まれているため、新型コロナウイルス感染症の影響下であっても、施設利用者が増えてきており、一定は回復してきていると認識している。今回の見直しにあたっては、このことも考慮し、令和5年度、令和6年度も利用者数は伸びていく見込みをしており、また、確保方策、つまり定員としては152,132人ある中で、量の見込みをどのように見込むかは、資料2-3の4ページの計算式にあるとおり、現状、一番適切な内容で見込んでいるため、御理解いただきたい。

○委員長

説明いただいた内容で、見直し後の目標値を設定いただいているのであれば、問題ないと考える。確保方策は、量の見込みに対し、余裕があり心配はしていない。量の見込みについて、単純に、計算式に当てはめて修正を行ったというのであれば、計画値と実績値の乖離がなくなるように、中間見直しを行ったにもかかわらず、最終年度の評価時に乖離ができていくのは不自然である。令和4年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響が多少は緩和されてくると推測し、今の利用状況を見た上で、約90,000人は現実的な数字であるので

あれば、目標値としては問題ない考える。

もう1点、資料2-1の9ページの児童育成クラブについて伺いたい。目標値の算出については、細かい計算式のもと算出されているのは理解したが、これまでは、確保方策と量の見込みの差が約80人や約40人というかたちで目標値が設定されていたが、令和6年度の量の見込みの目標値が2,293人であるのに対し、確保方策は2,294人というかたちで1人の差しかない状況である。他の年度は差に余裕はあるが、令和6年度は、非常に差が小さく、問題ないのか。

○事務局

児童育成クラブについては、公設児童育成クラブのほかに、民設児童育成クラブの施設を整備することで、定員を確保している。毎年度、翌年度の4月1日に向けて、定員の不足分を公募し、施設整備を進めているが、施設の基本的な定員が40人となっており、また、小学校区単位で施設整備を行うため、3人や4人といった少人数が不足する小学校区に対しても、40人分の施設整備をしていくかたちになっている。そのため、今までは、量の見込みと確保方策に大きく差が生じていたが、令和6年度は、例えば定員が不足する小学校区において約30名分不足しているところに、40人分整備するといったかたちになり、量の見込みと確保方策の差が小さい状況になった。

○委員長

これは、定員は十分に確保できているということか。

○事務局

そうである。小学校区単位での整備数で見ると、それぞれの小学校区では、量の見込みに対し、受け入れができる定員となっている。

○委員長

安心してよいのか。

○事務局

はい。さらに毎年度、年度当初に計算をし直し、施設整備を行っているため、問題はない。

○委員長

今回はこのように、資料の中で気になったことを質問している。委員の方々にもこのようなかたちで、御質問や御意見を伺いたい。ないようであれば、先に進ませていただき、最後に全体を通して伺うことにする。

○事務局

<資料2-1、資料2-3を用いて説明>

○委員長

地域子ども子育て支援事業の残りの部分について、事務局から説明いただいたが、今説明のあった内容について、御意見や御質問を伺いたい。

○H委員

資料2-1の16ページの虐待相談対応件数の目標値について、今回の中間見直しでは、単純に数字を現状に合わせたかたちで見直しを行ったと理解しているが、一方で、令和5年度の見直し後の目標値が1,680人に増えたことがよい事業でもないため、今回の見直し後の目標値はどう評価すればよいのか教えていただきたい。

○事務局

虐待相談対応件数については、年々増加傾向にあり、内容を見ていると、最も多い虐待の種類が心理的虐待になっている。心理的虐待は、身体的虐待やネグレクトと比較すると、家庭内で起こっているため、発見が難しい種類の虐待と言われている。心理的虐待の件数が増えているということは、関係機関や地域の方々の早期に発見する力が身に付いてきていることだと認識している。

○H委員

件数が増えるということは、良いことだということか。

○事務局

虐待の種類の数など、内訳を見ながらになるが、現状はそのように認識している。

○H委員

今、説明いただいた内容は、見直し後の計画書が公表される際、記載されるのか。市民の方が目にする際、増えている理由が、努力の成果であることが伝わらないのではないかと危惧する。また、検討いただきたい。

○委員長

虐待相談対応件数については、毎回、議論になるところである。件数が増えると、減らす方向で検討していくべきという意見と、様々な施策の努力で今まで見えてこなかったものが、顕在化してきたと評価すべきなのかというのが意見が出てくる。

委員の方から御意見があったように、この事業の評価基準をどこかで明確化することにより、見直し後の目標値の根拠がわかりやすくなるのではないかと。市民の方が見たら、増えていることを評価していることに不信感を抱いてしまう可能性はある。事務局としては今まで水面下にあったものが顕在化し、早期に解決した結果が、この件数の増加に表れているという考え方で、見直し後の目標値を設定しているということによろしいか。

○事務局

件数に着目すると、件数が増えているから良くないのではないかとという考え方と、先ほど御説明したように、早期に報告や連絡が入るということは、関係機関と関係が築けているため、増えるのが良いという考え方が出てくる。草津市では、県内の他の市町村の人口と比較すると、虐待相談対応件数が多い状況である。専門家の見解を聞くと、件数が増えていないというよりは、発見できていることで、良いことであると御意見をいただいたこともある。先ほど、委員の方から御意見のあった、資料2-1の計画書案への記載については、記載できるのか、このままの記載でいくのかを事務局内で協議し、検討させていただく。

○D委員

資料2-1の20ページ実費徴収にかかる補足給付事業について、平成30年度と比較し、令和元年度の実績値が68人となっているが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めたにもかかわらず、給付件数が下がり、また、令和4年度以降、件数が増加すると見直しをされているが、このように見直した理由について伺いたい。

○事務局

この事業は、申請に基づき給付するという制度であるが、本来、申請すれば給付を受けていただける方が、申請できていない方がいると推測し、今後、そういった方に対しても給付をしていきたいと考え、令和4年度以降、61件になると目標値を設定している。

○D委員

令和元年度に件数が増えた理由を教えてください。

○事務局

この事業は、保育所等に入所されている方に行事の教材費や給食といった実費徴収にかかる費用を、低所得者の方に対して負担軽減している。件数が増えているのは、対象となる低所得者の方の入所人数が多かったという説明しかできないため、御理解いただきたい。また、保育所等には、対象の方がいた場合は、申請していただくよう伝えているが、先ほど御説明したように、漏れているケースもないとは言えないため、今後改善していきたいと考えている。

○Q委員

資料2-1の16ページの虐待相談対応件数について、先ほど御意見もあったが、中身について伺いたい。件数の把握については、御説明いただいた中にも、関係機関や地域の方々からの連絡、通報ということだが、具体的にはどういうかたちで連絡や報告が入ってくるのか。例えば、近所で何か物音がする、泣いているといったことがあり、近所からの通報で関係機関に直接上がってくるということなのかと考えながらも、他にもあるのかということをお教えいただきたい。また、虐待は表面化されにくく、実態の把握は難しいと思うが早期対応が必要であると思っており、アウトリーチはどうするのかといったことや、虐待を受けることで、自殺に繋がるケースもあるのではないかと心配しているため、実態の把握について関係機関と地域からの通報以外に、早期発見するため、積極的にこういうことをしているといった、動きの面で何かあれば教えてください。

○事務局

実際にどういったかたちで虐待の相談や報告が入ってくるのかということについては、18歳未満の子どもが対象となっているため、子どもが一番身近に接するところということで、通っている保育所、小学校、中学校からの相談で把握するということが圧倒的に多い状況である。次いで、心理的虐待ということで、例えば夫婦間の喧嘩等で、近所から少し大きな声がする等があった場合であれば、警察や児童相談所に連絡が入り、そちらの方から、市の家庭児童相談室に連絡が入るかたちが、主なルートになってくると考えている。

また、委員から御指摘いただいたように、連絡や報告が入ってくることを待っているというだけではなく、地域の方々等を対象に、出前講座を実施している。先日も、ある小学校区の民生委員児童委員協議会から依頼をいただき、虐待についてお話させていただいた。その中で、虐待が表面化されてから関わっていただくのではなく、様々な御家庭と顔の見える関係、例えば、出会ったときに挨拶をするなど、普段から少し関わりを持っていただけることが、家庭の孤立を防ぎ、早期に相談に繋がることに貢献できるということを啓発させていただいている。

○C委員

虐待相談対応件数について、さらに伺いたい。対象年齢が幼稚園から中学校とあるが、年齢別の推移や傾向について、教えていただくことは可能か。虐待は、年齢層が様々だと思うので、草津市の傾向等を詳しく教えていただくことができればお願いしたい。

○事務局

集計は年度単位でしているが、資料が手元になく、正確な数字をお伝えはできないが、感覚では、中学生よりは小学生、小学生よりは幼稚園、保育所の園児、乳児というような順番で、低年齢の方が件数としては多い傾向にある。詳細の数字については、第3回目の会議で報告させていただく。

○委員長

ここまで委員の方々には、見直し後の目標値を見ていただき、御質問や御意見をいただいた。最後に全体を通じて、御意見や御質問はないか。本日の会議の内容を、事務局で検討いただき、次回の第3回目の会議にて、検討した結果が出てくるため、本日の会議で御意見や御質問をしていただかなければ、次回以降に反映させるのは難しくなるため、改めて、御意見や御質問をいただきたいと思う。

特にないということであれば、今回の中間見直しにかかる目標値については、見直し案のとおりということで、了承いただいたということにし、2つ目の議事を終わらせていただく。

本日の会議は、数値のことばかりで、委員の方々にとって理解することが大変であったと思うが、それでも様々な御質問や御意見等をいただいたので、事務局は出てきた御意見等を受け止めていただき、再度、今回の中間見直しにおける目標値を検討してもらった上で次回の会議で資料の準備をしていただきたいと思う。

4. 閉会

○事務局

皆様からいただいた御意見等をもとに、第3回目の会議に向けて資料の修正等をしていきたいと考えるが、本日提出した資料と、大きく変わらない可能性もあり、御多用の中、委員の方々に集まっていただき、資料の確認だけいただくというようなかたちになる場合もあるため、委員長と相談しながら、今後、中間見直しをどのようなかたちで進めさせていただくのがよいのか考えていきたい。

また、本日の会議では、事業の内容について御質問や御意見をいただいた。パブリックコメントは、資料2-1を使用し実施するが、令和2年度に策定した、第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の冊子を合わせて見ていただけるよう、並列で置かせていただくかたちで、中間見直しの内容を確認していただくと考えているため、事業内容は、資料2-1に記載しないかたちで進めさせていただくので、御理解いただきたい。